

制定 平成25年12月6日 原管P発第1312062号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（原管P発第1306198号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月6日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドの一部改正について

実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

1. この規程は平成25年12月18日から施行する。
2. この規程による改正前の定期安全レビューに関する規定の適用については、この規程の施行日以後初めて原子炉等規制法第43条の3の29第3項の規定による届出をするまでの間は、なおその効力を有する。

改正前		改正後	
実用発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド		実用発電用原子炉施設における 高経年化対策実施ガイド	
平成25年6月		平成25年6月19日 平成25年12月6日改正	
原子力規制委員会		原子力規制委員会	
目次		目次	
1. 用語の定義	1	1. 用語の定義	1
2. 適用範囲	2	2. 適用範囲	2
3. 1 高経年化技術評価の実施及び見直し	3	3. 1 高経年化技術評価の実施及び見直し	2
3. 2 長期保守管理方針の策定及び変更	9	3. 2 長期保守管理方針の策定及び変更	9
3. 3 長期保守管理方針の保安規定への反映等	10	3. 3 長期保守管理方針の保安規定への反映等	10
3. 4 長期保守管理方針に基づく保守管理	11	3. 4 長期保守管理方針に基づく保守管理	11
4. <u>高経年化対策に係る定期安全レビューにおける評価</u>	<u>12</u>	<u>(削る)</u>	
附則	<u>13</u>	附則	<u>12</u>
(参考)		(参考)	
高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する国の審査等	<u>16</u>	高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する国の審査等	<u>15</u>

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の22第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第82条の規定に基づく高経年化技術評価の実施及び長期保守管理方針の策定等、原子炉等規制法第43条の3の24及び実用炉規則第92条の規定に基づく保安規定認可及び変更認可の申請書(同条第1項第10号及び第25号に関するものに限る。)並びにこれらに関する手続きについて、以下のとおり示す。

なお、上記の手続き等に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、実用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、実用炉規則に適合するものと判断するものである。

記

1. 用語の定義

1)~2) (略)

3) 定期安全レビュー(PSR:Periodic Safety Review)

実用炉規則第77条第1項に規定する発電用原子炉施設の定期的な評価をいう。具体的には、品質保証活動の一環として実施されるものであり、発電用原子炉設置者の自主的取組も含めた保安活動の中長期的な評価を実施することにより、原子力プラントの安全性・信頼性の一層の向上を図るとともに、運転開始後10年以上経過した原子力プラントについて、最新の原子力プラントにおける保安活動と同水準の保安活動を維持しつつ安全運転を継続できる見通しを得るもの。

4) 耐震安全性評価

(略)

5) 耐津波安全性評価

(略)

6) 組織風土

これまでの組織の歴史や活動、組織体を取り巻く外部環境、トップマネジメントの指導内容等の総合的な結果として組織体の中に形づくられた思考形態、行動様式等であり、組織構成員が持つ共通の価値観となり、どのように行動すべきかを示す非公式な決まりの体系として意識、認識され、行動となって顕れるもの。

7) 高温・高圧の環境下にある機器

(略)

2. 適用範囲

本ガイドは、発電用原子炉設置者が高経年化対策として実施する高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関すること(以下の①から④)、並びに定期安全レビューのうち

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の22第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。)第82条の規定に基づく高経年化技術評価の実施及び長期保守管理方針の策定等、原子炉等規制法第43条の3の24及び実用炉規則第92条の規定に基づく保安規定認可及び変更認可の申請書(同条第1項第10号及び第25号に関するものに限る。)並びにこれらに関する手続きについて、以下のとおり示す。

なお、上記の手続き等に係る要件の技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、実用炉規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、実用炉規則に適合するものと判断するものである。

記

1. 用語の定義

1)~2) (略)

(削る)

3) 耐震安全性評価

(略)

4) 耐津波安全性評価

(略)

(削る)

5) 高温・高圧の環境下にある機器

(略)

2. 適用範囲

本ガイドは、以下の発電用原子炉設置者が高経年化対策として実施する高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関することについて、基本的な要求事項を規定するも

高経年化対策に関すること(以下の⑤)について、基本的な要求事項を規定するものである。

①～④ (略)

⑤ 高経年化対策に係る定期安全レビューにおける評価

具体的には、高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関しては、実用炉規則第82条の規定に基づく高経年化技術評価の実施及び見直し並びに長期保守管理方針の策定及び変更、同規則第92条第1項及び第2項の規定に基づく保安規定認可及び変更認可の申請(同条第1項第10号及び第25号に関するものに限る。)、並びに同規則第46条の規定に基づく施設定期検査の申請(同条第2項第4号ロに規定する点検等の方法、実施頻度及び時期(以下「保全計画」という。))に関するものに限る。)に適用する。

また、定期安全レビューのうち高経年化対策に関しては、実用炉規則第77条第1項の規定に基づく定期安全レビューにおける評価並びに同規則第92条第1項の規定に基づく保安規定認可及び変更認可の申請(同項第3号のうち定期的な評価に関するものに限る。)に適用する。

3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し

高経年化技術評価の実施及び見直しに当たっては、以下の要求事項を満たすこと。

①～② (略)

③ 高経年化技術評価においては、機器・構造物の運転実績データに加えて、国内外の原子力発電プラントにおける事故・トラブルやプラント設計・点検・補修等のプラント運転経験に係る情報、経年劣化に係る安全基盤研究の成果、経年劣化事象やそのメカニズム解明等の学術情報、及び関連する規制・規格・基準等の最新の情報を適切に反映すること。

また、原子炉等規制法第43条の3の31の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価には、当該申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果を適切に反映すること。

なお、運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行うに当たっては、30年時点で実施した高経年化技術評価をその後の運転経験、安全基盤研究成果等技術的知見をもって検証するとともに、長期保守管理方針の意図した効果が現実に得られているか等の有効性評価を行い、これら結果を適切に反映すること。また、運転開始後50年以降も同様とする。

③を行うに当たっては、PLM基準 2008 版の3 最新知見及び運転経験の反映を用いることができる。

④ (略)

⑤ 抽出された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象について、以下に規定する

のである。

①～④ (略)

(削る)

具体的には、高経年化技術評価及び長期保守管理方針に関しては、実用炉規則第82条の規定に基づく高経年化技術評価の実施及び見直し並びに長期保守管理方針の策定及び変更、同規則第92条第1項及び第2項の規定に基づく保安規定認可及び変更認可の申請(同条第1項第10号及び第25号に関するものに限る。)、並びに同規則第46条の規定に基づく施設定期検査の申請(同条第2項第4号ロに規定する点検等の方法、実施頻度及び時期(以下「保全計画」という。))に関するものに限る。)に適用する。

3.1 高経年化技術評価の実施及び見直し

高経年化技術評価の実施及び見直しに当たっては、以下の要求事項を満たすこと。

①～② (略)

③ 高経年化技術評価においては、機器・構造物の運転実績データに加えて、国内外の原子力発電プラントにおける事故・トラブルやプラント設計・点検・補修等のプラント運転経験に係る情報、経年劣化に係る安全基盤研究の成果、経年劣化事象やそのメカニズム解明等の学術情報、及び関連する規制・規格・基準等の最新の情報を適切に反映すること。

また、原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価には、当該申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果を適切に反映すること。

なお、運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行うに当たっては、30年時点で実施した高経年化技術評価をその後の運転経験、安全基盤研究成果等技術的知見をもって検証するとともに、長期保守管理方針の意図した効果が現実に得られているか等の有効性評価を行い、これら結果を適切に反映すること。また、運転開始後50年以降も同様とする。

③を行うに当たっては、PLM基準 2008 版の3 最新知見及び運転経験の反映を用いることができる。

④ (略)

⑤ 抽出された高経年化対策上着目すべき経年劣化事象について、以下に規定する

期間の満了日までの期間について機器・構造物の健全性評価を行うとともに、必要に応じ現状の保守管理に追加すべき保全策(以下「追加保全策」という。)を抽出すること。

イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から60年間

ロ～ニ (略)

中性子照射脆化に係る健全性評価及び追加保全策の抽出に当たっては以下のとおりとすること。

イ) 原子炉等規制法第43条の3の31の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価及び運転開始後50年を迎える高経年化技術評価においては、それぞれ運転開始後30年を経過する日から10年以内のできるだけ遅い時期及び運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、監視試験を行うこと。また、加圧水型軽水炉について、これら監視試験結果に基づく健全性評価等を行うに当たっては、以下の事項を反映すること。

- ・ 監視試験片の中性子照射量に相当する運転経過年数を算出すること。算出に当たっては当該年数が過大なものにならないよう、将来の設備利用率の値を80パーセント以上かつ将来の運転の計画を踏まえたより大きな値を設定すること。
- ・ 照射脆化の将来予測を伴わない実測データに基づく評価及び照射脆化の将来予測を保守的に行うことができる方法による評価を行うこと。
- ・ 原子炉容器炉心領域内表面から深さ10ミリメートルの部位における破壊靱性値を用いた加圧熱衝撃評価を行うこと。

ロ) (略)

⑥～⑦ (略)

⑧ 高経年化技術評価は、発電用原子炉の運転を断続的に行うことを前提としたもの及び冷温停止状態が維持されることを前提としたもの(燃料が炉心に装荷された状態のものを含む。以下同じ。)の各々について行うこと。

ただし、以下のいずれかの期間に該当する期間については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うこと。また、イ以外の場合で、現に発生した大規模地震等による影響により長期停止することが明らかな場合については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うことができる。

イ～ロ (略)

ハ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(原子炉等規制法第43条の3の31の規定による運転することができる期間の延長を行うものに限る。) 延長する期間の初日から起算して当該延長する

期間の満了日までの期間について機器・構造物の健全性評価を行うとともに、必要に応じ現状の保守管理に追加すべき保全策(以下「追加保全策」という。)を抽出すること。

イ 実用炉規則第82条第1項の規定に基づく高経年化技術評価 プラントの運転を開始した日から60年間(ただし、⑧ただし書の規定に該当する場合にはプラントの運転を開始した日から40年間とする。)

ロ～ニ (略)

中性子照射脆化に係る健全性評価及び追加保全策の抽出に当たっては以下のとおりとすること。

イ) 原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価及び運転開始後50年を迎える高経年化技術評価においては、それぞれ運転開始後30年を経過する日から10年以内のできるだけ遅い時期及び運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、監視試験を行うこと。また、加圧水型軽水炉について、これら監視試験結果に基づく健全性評価等を行うに当たっては、以下の事項を反映すること。

- ・ 監視試験片の中性子照射量に相当する運転経過年数を算出すること。算出に当たっては当該年数が過大なものにならないよう、将来の設備利用率の値を80パーセント以上かつ将来の運転の計画を踏まえたより大きな値を設定すること。
- ・ 照射脆化の将来予測を伴わない実測データに基づく評価及び照射脆化の将来予測を保守的に行うことができる方法による評価を行うこと。
- ・ 原子炉容器炉心領域内表面から深さ10ミリメートルの部位における破壊靱性値を用いた加圧熱衝撃評価を行うこと。

ロ) (略)

⑥～⑦ (略)

⑧ 高経年化技術評価は、発電用原子炉の運転を断続的に行うことを前提としたもの及び冷温停止状態が維持されることを前提としたもの(燃料が炉心に装荷された状態のものを含む。以下同じ。)の各々について行うこと。

ただし、以下のいずれかの期間に該当する期間については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うこと。また、イ以外の場合で、現に発生した大規模地震等による影響により長期停止することが明らかな場合については、冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみを行うことができる。

イ～ロ (略)

ハ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行うものに限る。) 延長する期間の初日から起算して当該延長する

期間を経過した日から運転開始以後50年を経過する日まで

ニ (略)

ホ 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(運転開始後50年を迎えるプラントに係るもので、かつ、原子炉等規制法第43条の3の31の規定による運転することができる期間の延長を行うもの(延長する期間が10年を超える場合に限る。))に限る。) 延長する期間の初日から起算して当該延長する期間を経過した日から運転開始以後60年間を経過する日まで

ヘ 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(運転開始後50年を迎えるプラントに係るもので、かつ、原子炉等規制法第43条の3の31の規定による運転することができる期間の延長を行うもの(延長する期間が10年を超える場合に限る。))に限る。)で、運転開始以後50年を経過する日において、技術基準規則(同日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合しないものがある場合 運転開始後50年を経過する日から10年間

ト～チ (略)

⑨ (略)

⑩ 高経年化技術評価を実施又は見直しをした場合は、下記の事項を記載した書類(以下「高経年化技術評価書」という。)を作成又は見直すこと。

イ～ロ (略)

ハ 3.3①に規定する期間に行う申請の時点において、技術基準規則(当該申請を行う時点後の直近の運転開始以後30年を経過する日又は以降10年ごとの日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合していないものがある場合には、当該基準への適合に向けた取組及びそのスケジュール

ニ～ホ (略)

ヘ 原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果(運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行う場合(同項の規定による運転することができる期間の延長を行う場合に限る。))に限る。)

ト～ツ (略)

⑪ (略)

3.2 長期保守管理方針の策定及び変更

長期保守管理方針の策定及び変更にあたっては、以下の要求事項を満たすこと。

期間を経過した日から運転開始以後50年を経過する日まで

ニ (略)

ホ 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(運転開始後50年を迎えるプラントに係るもので、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行うもの(延長する期間が10年を超える場合に限る。))に限る。) 延長する期間の初日から起算して当該延長する期間を経過した日から運転開始以後60年間を経過する日まで

ヘ 実用炉規則第82条第3項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(運転開始後50年を迎えるプラントに係るもので、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行うもの(延長する期間が10年を超える場合に限る。))に限る。)で、運転開始以後50年を経過する日において、技術基準規則(同日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合しないものがある場合 運転開始後50年を経過する日から10年間

ト～チ (略)

⑨ (略)

⑩ 高経年化技術評価を実施又は見直しをした場合は、下記の事項を記載した書類(以下「高経年化技術評価書」という。)を作成又は見直すこと。

イ～ロ (略)

ハ 3.3①に規定する期間に行う申請の時点において、技術基準規則(当該申請を行う時点後の直近の運転開始以後30年を経過する日又は以降10年ごとの日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合していないものがある場合には、当該基準への適合に向けた取組及びそのスケジュール(原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価においては、設置許可基準規則第43条第2項に規定される可搬型重大事故等対処設備についても該当するものがある場合は記載すること。)

ニ～ホ (略)

ヘ 原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定による申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のために実施した点検(特別点検)の結果(運転開始後40年を迎えるプラントの高経年化技術評価を行う場合(同項の規定による運転することができる期間の延長を行う場合に限る。))に限る。)

ト～ツ (略)

⑪ (略)

3.2 長期保守管理方針の策定及び変更

長期保守管理方針の策定及び変更にあたっては、以下の要求事項を満たすこと。

① (略)

② 原子炉等規制法第43条の3の31の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価に伴い策定する長期保守管理方針については、上記の追加保全策から抽出した項目にさらに3.1⑤イ)に規定する運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、当該監視試験片に基づき監視試験を行うことを加えること。

③～④ (略)

3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等

長期保守管理方針に係る保安規定認可又は変更認可の申請に当たっては、発電用原子炉ごとに、以下の要求事項を満たすこと。

① 策定された長期保守管理方針の保安規定への反映に係る申請は、以下の期間に行うこと。ただし、合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

イ (略)

ロ 同規則第82条第2項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定により申請をする場合は当該申請日以降

ハ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定による高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る保安規定認可又は変更認可申請書については、その提出の時点後の直近の運転開始以後30年を経過する日又は以降10年ごとの日までの将来の見込み(同日において適用されている技術基準規則に定める基準に適合させる見込み又は原子炉等規制法第43条の3の31第2項の規定による認可の処分を受ける見込み(当該認可に係る延長する期間を含む。))に基づき策定し提出すること。当該見込みの変更に伴い当該提出書類の内容を変更する場合には、直ちに補正すること。

3.4 長期保守管理方針に基づく保守管理 (略)

4. 高経年化対策に係る定期安全レビューにおける評価

① 発電用原子炉の運転を開始した日から30年を経過する日以前からの高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の発生の可能性があり、通常保守管理活動の一環として監視等を行うことが重要である経年劣化事象への保守管理における対応、及び②安全文化の醸成活動のうち組織風土の劣化防止への対応について、発電用原子炉の運転を

① (略)

② 原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行う発電用原子炉に係る運転開始後40年を迎える高経年化技術評価に伴い策定する長期保守管理方針については、上記の追加保全策から抽出した項目にさらに3.1⑤イ)に規定する運転開始後40年を経過する日から10年以内の適切な評価が実施できる時期に監視試験片を取り出し、当該監視試験片に基づき監視試験を行うことを加えること。

③～④ (略)

3.3 長期保守管理方針の保安規定への反映等

長期保守管理方針に係る保安規定認可又は変更認可の申請に当たっては、発電用原子炉ごとに、以下の要求事項を満たすこと。

① 策定された長期保守管理方針の保安規定への反映に係る申請は、以下の期間に行うこと。ただし、合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

イ (略)

ロ 同規則第82条第2項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定により申請をする場合は当該申請日以降

ハ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定による高経年化技術評価及び長期保守管理方針の策定に係る保安規定認可又は変更認可申請書については、その提出の時点後の直近の運転開始以後30年を経過する日又は以降10年ごとの日までの将来の見込み(同日において適用されている技術基準規則に定める基準に適合させる見込み又は原子炉等規制法第43条の3の32第2項の規定による認可の処分を受ける見込み(当該認可に係る延長する期間を含む。))に基づき策定し提出すること。当該見込みの変更に伴い当該提出書類の内容を変更する場合には、直ちに補正すること。

3.4 長期保守管理方針に基づく保守管理 (略)

(削る)

開始した日以降10年ごとに実施する定期安全レビューにおいて評価すること。

附 則(平成25年6月19日)

1) 適用時期

このガイドは、平成25年7月8日から適用する。

2) 経過措置

① (略)

② 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号。以下「設置法」という。)附則第25条第2項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉(同条第1項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。)についてのこのガイド3. 1⑧の適用については、「ハ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(原子炉等規制法第43条の3の31の規定による運転することができる期間の延長を行うものに限る。) 延長する期間を経過した日から運転開始以後50年を経過する日まで ニ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合で、かつ、ハ以外の場合 運転開始後40年を経過する日から10年間」とあるのは「ハ 実用炉規則第82条第2項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合で、運転開始以後40年を経過する日において、技術基準規則(運転開始以後40年を経過する日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合しないものがある場合 運転開始後40年を経過する日から10年間」とする。

③ 「実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安規定変更認可申請の時期について(指示)」(原管P発第1306121号(平成25年6月12日原子力規制委員会決定)。以下「指示文書」という。)1. 又は2. に該当する場合のこのガイド3. 3①の適用については以下のとおりとする。

イ (略)

ロ 指示文書2. に該当するものについてのこのガイド3. 3①ロの適用については、「運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定により申請をする場合は当該申請日以降」とあるのは「改正法施行日から運転開始以後40年を経過する日の6月前までの間」とする。

④ 設置法附則第25条第2項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉(同条第1項に規定する既設発電用原子炉をいう。③ロに該当するものを除く。以下同じ。)についてのこのガイド3. 3①ロの適用については、「運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定により申請をする場合は当該申請日以降」とあるのは「運転開始後38年9月を経過する日から3月以内」とする。

⑤ 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第4号)附則第10条第4項の規定による原子炉

附 則(平成25年6月19日)

1) 適用時期

このガイドは、平成25年7月8日から適用する。

2) 経過措置

① (略)

② 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号。以下「設置法」という。)附則第25条第2項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉(同条第1項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。)についてのこのガイド3. 1⑧の適用については、「ハ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合(原子炉等規制法第43条の3の32の規定による運転することができる期間の延長を行うものに限る。) 延長する期間を経過した日から運転開始以後50年を経過する日まで ニ 実用炉規則第82条第2項第2号の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合で、かつ、ハ以外の場合 運転開始後40年を経過する日から10年間」とあるのは「ハ 実用炉規則第82条第2項の規定に基づく高経年化技術評価を行う場合で、運転開始以後40年を経過する日において、技術基準規則(運転開始以後40年を経過する日において適用されているものに限る。)に定める基準に適合しないものがある場合 運転開始後40年を経過する日から10年間」とする。

③ 「実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安規定変更認可申請の時期について(指示)」(原管P発第1306121号(平成25年6月12日原子力規制委員会決定)。以下「指示文書」という。)1. 又は2. に該当する場合のこのガイド3. 3①の適用については以下のとおりとする。

イ (略)

ロ 指示文書2. に該当するものについてのこのガイド3. 3①ロの適用については、「運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定により申請をする場合は当該申請日以降」とあるのは「改正法施行日から運転開始以後40年を経過する日の6月前までの間」とする。

④ 設置法附則第25条第2項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉(同条第1項に規定する既設発電用原子炉をいう。③ロに該当するものを除く。以下同じ。)についてのこのガイド3. 3①ロの適用については、「運転開始後38年9月を経過する日から3月以内で、かつ、原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定により申請をする場合は当該申請日以降」とあるのは「運転開始後38年9月を経過する日から3月以内」とする。

⑤ 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第4号)附則第10条第4項の規定による原子炉

等規制法第43条の3の24第1項の規定による保安規定の変更の認可の申請は、以下の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間に行うこと。

イ 原子炉等規制法第43条の3の31第4項の規定による申請の日の前日までに、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則附則第10条第3項の規定により読み替えて適用される実用炉規則第82条第2項の規定に基づき策定された長期保守管理方針の保安規定への反映に係る保安規定認可又は変更認可の処分があった場合 原子炉等規制法第43条の3の31第1項の発電用原子炉を運転することができる期間の満了前1年以上1年3月以内であって、かつ、同条第4項の規定による申請をした日以降

ロ (略)

様式 (略)

(参考)

高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する国の審査等

①～④ (略)

⑤ イ) 発電用原子炉の運転を開始した日から30年を経過する日以前からの高経年化対策上着目すべき経年劣化事象の発生の可能性があり、通常保守管理活動の一環として監視等を行うことが重要である経年劣化事象への保守管理における対応、及びロ) 組織風土の劣化防止への対応に関する定期安全レビューにおける発電用原子炉設置者の評価について、国は、その実施体制、実施方法及び実施結果を保安検査により確認・把握する。また、組織風土の劣化防止対応については、良好事例については奨揚するなど発電用原子炉設置者の取り組みを促進させる。

⑥ 発電用原子炉設置者が実施する長期保守管理方針に基づく追加的な保全策については、国又はJNESは、その安全上の重要度等に応じ、定期検査、定期安全管理審査、保安検査等により、その実施状況を確認する。

等規制法第43条の3の24第1項の規定による保安規定の変更の認可の申請は、以下の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間に行うこと。

イ 原子炉等規制法第43条の3の32第4項の規定による申請の日の前日までに、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則附則第10条第3項の規定により読み替えて適用される実用炉規則第82条第2項の規定に基づき策定された長期保守管理方針の保安規定への反映に係る保安規定認可又は変更認可の処分があった場合 原子炉等規制法第43条の3の32第1項の発電用原子炉を運転することができる期間の満了前1年以上1年3月以内であって、かつ、同条第4項の規定による申請をした日以降

ロ (略)

様式 (略)

(参考)

高経年化技術評価書及び長期保守管理方針に関する国の審査等

①～④ (略)

(削る)

⑤ 発電用原子炉設置者が実施する長期保守管理方針に基づく追加的な保全策については、国又はJNESは、その安全上の重要度等に応じ、定期検査、定期安全管理審査、保安検査等により、その実施状況を確認する。